

生産費トシテ認メラレサル場合ヲ生スヘキニ付右等ノ如キ弊風アル地方ニ於テハ鹽業者ヲシテ其ノ地位ニ顧ミ節約ヲ旨トシ其
ノ他經濟狀態ノ改善ニ一層努力スル様注意セラルヘシ

第二款 製鹽ノ獎勵

鹽業ニ功績アル者ヲ表彰スルハ斯業ノ改良發展上有效ナルヘシト認メ左ノ指示ヲ爲シ支局長名ヲ以テ表彰シ得ルコ
トト爲シタリ

祕第二四九號仙臺支局長照會(大正六年十月二十四日)

當管内牡鹿郡石卷町ニ於テ來月十五日ヨリ十八日マテ宮城縣牡鹿郡支部主催ニ係ル水產品評會開催シ引續キ同月十九日同郡渡波
町ニ於テ牡鹿郡鹽業總會舉行可相成ニ就テハ縣及郡衙ヨリ小官ニ對シ臨席ノ上講話アリタキ旨懇請有之應諸致置候然ルニ此ノ總
會ニ於テ多年鹽業ニ功績アル者ヲ簡拔表彰スルハ斯業ノ改良發展上極メテ必要ノコトト被認候ニ付煙草耕作者ニ對スル表彰ニ準
シ小官限リ小官名ヲ以テ表彰致差支無之候哉爲念至急御意見承知致度

甲第三五一八號部長指示(大正六年十一月九日)

右照會ニ係ル鹽業功績者表彰ノ件ハ大正元年十月十二日付收納部長依命通牒甲第四一八號第九項第十項ニ準シ取扱ハレ候ハ差支
無之ニ付施行後表彰人名、其ノ功績並表彰ノ形式等申報有之度

(參考)大正元年十月甲四一八號通牒(抄錄)

九 煙草耕作組合、煙草生産同業組合、煙草生産購買組合ニ對シテハ獎勵金品又ハ賞狀ヲ交付スヘキ限リニ非サルモ是等組合ニシ
テ煙草耕作ノ改良進歩ニ努メ耕作者一般ノ成績優良、氣風善良ニシテ他ノ模範タルヘキモノニ對シテハ當分ノ内其ノ代表者ニ對
シ支局長名ヲ以テ感謝狀ヲ交付シ之ヲ表彰スルコトヲ得
十 前項ノ外團體タルト個人タルトヲ問ハス煙草耕作ノ改良其ノ他耕作獎勵上功勞顯著ニシテ其ノ地方ノ模範タルヘキモノニ對
シテハ支局長名ヲ以テ感謝狀ヲ交付シ其ノ功績ヲ表彰スルコトヲ得

大正十年二月製鹽獎勵金品交付規程ヲ定メ鹽田ニ依ル鹽製造者、從業者並其ノ組織セル組合ニシテ良好ナル成績ヲ
舉ケ他ノ模範トナルモノ又ハ製鹽方法等ニ付有益ナル改良ヲ遂ケ若ハ製鹽業ニ關シ特別功勞アリタルモノニ對シテハ

褒賞賞狀又ハ感謝狀ヲ交付シテ之ヲ表彰スルコトト爲シ差シ向十州地方ニ限り實施シタリ

甲第四七六號長官達(大正十年二月十四日)

製鹽獎勵金品交付規程

第一條 專賣支局長ハ鹽田ニ依ル鹽製造人、其ノ從業者及鹽製造人ノ組合(法人組織ノモノ)中製鹽ニ關スル事業ノ成績良好ニシテ他ノ模範タル者ニ對シ本規程ノ定ムルトコロニ依リ褒賞又ハ賞狀ヲ交付シテ之ヲ表彰スヘシ

專賣支局長ハ製鹽方法又ハ設備ニ付有益ナル改良ヲ遂ケ其ノ他製鹽業ニ關シ特別ノ功勞アリタル者ニ對シ褒賞、賞狀又ハ感謝狀ヲ交付シテ之ヲ表彰スルコトヲ得但シ功勞特ニ顯著ナル者ニ對シテハ專賣支局長官ノ名ヲ以テスルコトヲ得

褒賞ニハ賞品トシテ金錢又ハ物品ヲ添附スルモノトス

第二條 表彰スヘキ鹽製造人、從業者、組合及功勞者ノ員數ハ賞狀又ハ感謝狀ヲ交付スル者ヲ除クノ外左ノ標準ニ依ルヘシ

一 鹽製造人

各局、所毎ニ第六條各號ノ一ニ該當スル者ヲ除キタル製造人員ノ百分ノ五以內但シ一製造人ニシテ製鹽場二戸前以上ヲ經營スル者ニ付テハ一戸前ヲ一人ト見做シ計算スルモノトス

二 從業者

(イ) 前號ニ依リ製造人カ表彰セラルヘキ成績ヲ擧ケタル製鹽場ノ所屬採鹹夫及煎熬夫ノ總員

(ロ) 採鹹夫又ハ煎熬夫ニシテ勤勞拔群、成績特ニ優良ナル者各局、所毎ニ二人以內

三 組合

支局管内ヲ通シ二以內

四 功勞者

若干

第三條 鹽製造人ノ製鹽ニ關スル事業ノ成績ハ第一號書式ニ據リテ前年中ノ事實ニ付之ヲ調査シ表彰スヘキ順位等級ヲ決定スヘシ

從事者ノ總員ニ對スル表彰ノ種別等級、製造人ノ表彰種別等級ニ從フヘシ

勤勞拔群、成績特ニ優良ナル從業者ノ勤勞成績ハ適宜調査決定スヘシ

組合又ハ功勞者ヲ表彰セムトスルトキハ事由ヲ詳具シ豫メ稟申スヘシ

鹽專賣 鹽及鹹水ノ製造 製鹽ノ指導獎勵

二二三

第四條 表彰ノ種別等級及賞品ハ左ノ標準ニ依リ配賦豫算ノ範圍内ニ於テ適宜決定スヘシ

一 鹽製造人

- 一 等 賞 二十圓以內
- 二 等 賞 十五圓以內
- 三 等 賞 十圓以內
- 四 等 賞 七圓以內
- 五 等 賞 五圓以內

二 從業者

(イ) 第二條第二號(イ)ニ該當スル者

- 一 等 賞 三十五圓以內
- 二 等 賞 三十圓以內
- 三 等 賞 二十五圓以內
- 四 等 賞 二十圓以內
- 五 等 賞 十五圓以內

(ロ) 第二條第二號(ロ)ニ該當スル者

- 褒 賞 一人五圓以內

三 組合

- 一 等 賞 三十圓以內
- 二 等 賞 二十圓以內

四 功勞者

- 褒 賞 若 干

賞 狀
感 謝 狀

製造人又ハ從業者ニ對スル褒賞ハ其ノ等級數ヲ減シ若クハ一等級ヲ二人以上トスルコトヲ得

一 製造人カ二戸前以上ノ製鹽場ニ於テ表彰セラルヘキ範圍ニ入りタルトキハ褒賞ハ該當等級中最上級ナルモノ一箇ニ止メ其ノ他ハ賞狀ノミヲ交付スルモノトス但シ此ノ場合ニ於テモ所屬從業者ノ總員ハ相當種別等級ヲ以テ之ヲ表彰スルモノトス

褒賞、賞狀及感謝狀ハ第一號書式ニ據ルヘシ

第五條 前年褒賞ヲ受ケタル者再度表彰セラルヘキ範圍ニ入り其ノ等級前年ト同等以下ナルトキハ單ニ賞狀ヲ交付スルニ止ムヘシ

第六條 左ニ掲クル者ハ之ヲ表彰セサルモノトス

一 專賣法令ニ違反シ處分ヲ受ケ又ハ處分猶豫ニ附セラレ滿二年ヲ經サル者

二 製造人ノ經營スル採鹹地ノ面積カ當該地方ニ普通ナルモノノ二分ノ一ニ滿タサル者

三 同一製鹽場ニ於テ製鹽業ヲ經營スルコト滿一年ニ滿タサル者但シ相續ニ依リ鹽ノ製造ヲ承繼シタル者ニ付テハ被相續人ノ經營シタル期間ヲ通算スルモノトス

四 前各號ニ該當セサルモ專賣支局長ニ於テ表彰スルニ不適當ナリト認メタル者

功勞者ニ對シテハ前項第二號及第三號ヲ適用セス

第七條 褒賞、賞狀又ハ感謝狀ヲ受ケヘキ者死亡シタルトキハ其ノ相續人ニ之ヲ交付スヘシ

第八條 表彰ハ各局、所毎ニ相當儀禮ノ下ニ之ヲ行フヘシ但シ必要ニ應ジニ以上ノ局、所合同シテ之ヲ行フコトヲ妨ケス

第九條 表彰ヲ終リタルトキハ左ノ事項ヲ具シ速ニ報告スヘシ

一 表彰シタル者ノ氏名別表彰種別等級及交付金額(物品ニ付テハ其ノ品名價額)

二 第一號書式中關係部分ノ寫

三 第三條第三項ニ依ル書類ノ寫

四 表彰式ノ概況

五 表彰ノタメニ要シタル經費ノ内容

六 其ノ他參考トナルヘキ事項

鹽專賣

鹽及鹹水ノ製造

製鹽ノ指導獎勵

鹽製造實蹟調書

何濱何番 何 某

等 級	前 年					當 年		比較増△減 歩 合	備 考
	大正 年	大正 年	大正 年	大正 年	大正 年	大正 年	何等ニ 換算 斤		
一 等	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤		
二 等	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤		
三 等	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤		
四 等	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤		
五 等	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤		
等 外	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤		
計							十割分 00.0 斤		

備考

- 一 本書ハ鹽製造人全部ニ付作成スルモノトス
- 二 本書ノ調査ハ曆年ニ依ルモノトス但シ地方ノ情況ニ依リ會計年度又ハ製鹽事業年度ニ依ルコトヲ得
- 三 鹽製造高ハ納付鹽、自家用鹽、損害鹽(損害鹽ノ等級ノ合計ニ持越鹽、持越鹹水ニ依ル製鹽量(詳テラサル部分)ヲ加減シテ之ヲ定ム)
- 四 製鹽高ノ換算鹽量ハ各等級共最低ノ鹽化曹達ヲ含有スルモノト看做シ支局管内ヲ通シ若ハ支局出張所毎ニ主タル產鹽

等級ニ換算スルモノトス
 五 前五箇年平均鹽量ニ對スル増減歩合ハ小數點以下二位迄トシ三位以下切捨ツルモノトス
 六 本書ニハ一局、所毎ニ本書ニ準シテ計ノ合計表ヲ作成添附スルモノトス

第一號書式ノ二

石炭消費實蹟調書

氏名濱番	鹽製造人	前年ヨリ持越		當年買入	計	翌年へ持越		差引當年使用	製鹽高	製鹽百斤當平均	備考	
		價額	數量			價額	數量					價額
合計		價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	

備考
 一 石炭購入時期ノ相違ニ因ル價格ノ相違又ハ製鹽等級ノ相違ニ因ル使用量ノ多寡等ニ付相當斟酌ヲ加ヘ可成調査ノ公平ヲ期スルコトヲ要ス

鹽專賣 鹽及鹹水ノ製造 製鹽ノ指導獎勵

第一號書式ノ三

大正 年 製鹽成績調書

氏名	番	歩合	點數	數量	點數	價格	點數	控除點數				成績	表彰	備考	
								納付	事故	何何	何何				何何
合															
計															
					總平均										
						總平均									

備考

- 一 前五箇年平均數量ニ對スル増減欄ノ歩合ハ第一號書式ノ一ノ比較増減歩合ヲ移記スルモノトス
- 二 同欄ノ點數ハ合計ノ歩合ト製鹽場毎ノ歩合トヲ比較シ合計ノ歩合ト同一ナルモノヲ一〇〇點トシ之ニ對スル増減〇、
 〇一每ニ一點ヲ増減スルモノトス
- 三 製鹽百斤當消費石炭欄ノ數量及價格ハ第一號書式ノ二ノ製鹽百斤當數量及價格ヲ移記スルモノトス
- 四 同欄ノ點數ハ製鹽百斤當消費石炭ノ總平均數量又ハ價額ト製鹽場毎ノ數量又ハ價額トヲ比較シ總平均數量又ハ價額ト
 同一ナルモノヲ一〇〇點トシ之ニ對スル増減五斤又ハ一錢毎ニ一點ヲ減加スルモノトス
- 五 鹽納付ノ際ニ於ケル事故(例之品質不同、上砂コーラ等ノ混在、重量不足、處理命令等)指示不實行又ハ組合規約違反等ノ如キ事實ニ
 付其ノ輕重ニ從ヒ適宜採點シテ控除點數欄ニ掲上スルモノトス
- 六 成績點數ハ第二號及第四號ノ點數ノ和ヨリ前號ノ控除點數ヲ控除シタルモノヲ掲ケ表彰等級ハ支局出張所毎ニ成績點
 數多キモノヨリ順次決定記入スルモノトス
- 七 第六條ニ依リ表彰セラレサルモノハ備考欄ニ其ノ要領ヲ附記スルモノトス

第二號書式ノ一 (鹽製造人ノ分)

褒賞

〔何〕等 賞

鹽製造人トシテ克ク法令ヲ遵守シ製鹽ノ成績亦良好ナリ仍テ其ノ賞トシテ目錄ノ通授與ス

大正 年 月 日

〔何〕濱〔何〕番

氏

名

〔何〕專賣支局長

官位勳

氏

名

第二號書式ノ二 (從業者イノ分)

褒 賞

〔何〕等 賞

製鹽從業者トシテ忠實勤勉克ク其ノ業ニ從ヒ成績亦良好ナリ仍テ其ノ賞トシテ目錄ノ通授與ス

大正 年 月 日

從業者(惣代)

氏

名

〔何〕濱〔何〕番

〔氏〕

名

〔何〕專賣支局長

官位勳

氏

名

第二號書式ノ三 (從業者ロノ分)

褒 賞

製鹽從業者トシテ精勵恪勤洵ニ一般ノ模範トスルニ足ル仍テ其ノ賞トシテ目錄ノ通授與ス

大正 年 月 日

〔何〕濱〔何〕番

從業者 氏

名

〔何〕專賣支局長

官位勳

氏

名

第二號書式ノ四 (組合ノ分)

褒 賞

〔製鹽事業ノ發達ヲ圖リ〕組合規約ノ實行ニ努メ〔何〕事業ノ成績良好ナリ仍テ其ノ賞トシテ目錄ノ通授與ス

大正 年 月 日

〔何〕組

合

鹽專賣 鹽及鹹水ノ製造 製鹽ノ指導獎勵

第二號書式ノ五

(功勞者ノ分) 褒賞

〔何〕專賣支局長 官位勳 氏

縣府 市郡 村町

名

〔何何ヲ爲シ〕製鹽事業ノ發達ニ資シ功績顯著ナリ仍テ其ノ賞トシテ目錄ノ通授與ス

大正 年 月 日

〔何〕專賣支局長 官位勳 氏
〔專賣局長官 位勳 氏

名 名
〔名〕

第二號書式ノ六

(鹽製造人ノ分) 賞狀

〔何〕濱〔何〕番

名

鹽製造人トシテ克ク法令ヲ遵守シ製鹽ノ成績亦良好ナリ仍テ茲ニ之ヲ表彰ス

大正 年 月 日

〔何〕專賣支局長 官位勳 氏

名

第二號書式ノ七

(從業者イノ分) 賞狀

〔何〕濱〔何〕番

名

從業者(惣代)

〔何〕濱〔何〕番

名

製鹽從業者トシテ忠實勤勉ク其ノ業ニ從ヒ成績亦良好ナリ仍テ茲ニ之ヲ表彰ス

大正 年 月 日

〔何〕專賣支局長 官位勳 氏

名

第二號書式ノ八 (從業者(口)ノ分)

賞 狀

製鹽從業者トシテ精勵恪勤洵ニ一般ノ模範トスルニ足ル仍テ茲ニ之ヲ表彰ス

「何」濱「何」番
從業者 氏

名

大正 年 月 日

「何」專賣支局長

官位勳 氏

名團

第二號書式ノ九 (組合ノ分)

賞 狀

「製鹽事業ノ發達ヲ圖リ」「組合同規約ノ實行ニ努メ」「何」事業ノ成績良好ナリ仍テ茲ニ之ヲ表彰ス

「何」組 合

大正 年 月 日

「何」專賣支局長

官位勳 氏

名團

第二號書式ノ十 (功勞者ノ分)

賞 狀

「何」何ヲ爲シ「製鹽事業ノ發達ニ資シ功績顯著ナリ仍テ茲ニ之ヲ表彰ス

縣府 市郡 村町
氏

名

大正 年 月 日

「何」專賣支局長
(專賣局長官

官位勳 氏

名團)

第二號書式ノ十一 (功勞者ノ分)

感 謝 狀

縣府 市郡 村町

鹽專賣 鹽及鹹水ノ製造 製鹽ノ指導獎勵

「何何ヲ爲シ」製鹽業ノ改善發達ニ竭シタル事蹟尠少ナラス仍テ其ノ功勞ニ對シ茲ニ感謝ノ意ヲ表ス

大正 年 月 日

「何」專賣支局長 官位勳 氏
（專賣局長官 位勳 氏

名 名
名 名
名 名

甲第二七二號部長通牒(大正十一年一月二十六日)

標記ノ規程(製鹽獎勵金品交付規程)實施方ニ關シ從來數次及通牒置候處自今左ノ通御了知相成度

記

- 一 本規程ハ當分ノ內賠償價格區域第一區ニ限りテ之ヲ實施スルモノトス
- 二 本規程中「局」トアルハ地方專賣局直轄ヲ「所」トアルハ出張所又ハ派出所ヲ云フモノトス
- 三 第二條第一號ニ依リ計算シタル鹽製造人員ニ一人ニ滿タサル端數アルトキハ其ノ端數ハ之ヲ切棄ツルモノトス但シ一局、所ノ總人員カ一人ニ滿タサル場合ニ地方專賣局長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ之ヲ一人トシテ取扱フコトヲ得ルモノトス
- 四 同號但書ノ「製鹽場」ニハ補助釜屋又ハ分場ト稱スルカ如キ附屬的煎熬場ヲ含マサルモノトス
- 五 鹽製造人中成績調査期間經過後他ノ製鹽場ニ轉シ又ハ製造ヲ廢止シタル者ト雖第六條ニ該當セサル限りハ其ノ成績ニ應ジ之ヲ表彰スヘキモノトス
- 六 鹽製造人カ鹽專賣法第三十七條又ハ煙草專賣法第六十五條ノ適用ニ依リテ第六條ニ該當スルニ至リタル場合ハ其ノ製造人及犯則行爲者ノミヲ第六條該當者トシテ取扱ヒ他ノ從業者ハ成績ニ應ジ之ヲ表彰スルモ差支ナキモノトス
- 七 第二條第二號ノ「從業者」ハ當該製鹽場ニ於テ成績調査ノ期間ヲ通シ採礦又ハ煎熬ノ勞務ニ從事スヘキ契約アル者ニ限ルモノトス
- 八 同號イノ從業者中第六條ニ該當スル者アルトキハ當該本人ニ限りテ之ヲ表彰セサルモノトス
- 九 同號ロハ其ノ業務ニ精勵恪勤且成績拔群ニシテ眞ニ一般ノ模範トスヘキ從業者アリタル場合ニ每局、所二人以內ヲ限り特別ニ之ヲ表彰セムトスル趣旨ナルヲ以テ其ノ人員ハ必スシモ局、所毎ノ製造人員場數等ノ多寡ニ比例スルコトヲ要セス尤モ管内ノ權衡上著シク面白カラストスル事情アルトキハ製造人員、場數ノ寡少ナル局、所ニ於テ減員シ又ハ表彰ヲ見合スコトトシ特ニ濫賞ヲ慎ムヘキモノトス
- 十 第五條ハ前年ト當年ト製鹽場及從業者ノ過半數ヲ異ニスル場合ニ於テハ之ヲ適用セサルモノトス
- 十一 第六條第一項第一號ノ年數ハ曆ニ依リ計算スルモノトス

十二 同項第三號ノ「滿一年」トハ第一號書式ノ一備考二ノ趣旨ニ依リ計算スルモノトス

十三 著シク民部ノ不便ヲ來ササル限リハ表彰式ハ經費ノ節約ヲ圖ル爲可成數箇所合同シテ之ヲ擧クルコトニ努ムヘキコト

十四 第二號書式用紙中鹽製造人、組合、功勞者ニ對スルモノハ本局ニ於テ調製送付ス右ハ宮内省ノ承認ヲ得テ特製シタルモノニ係リ本規程ニ依ルノ外ハ之ヲ使用セサルモノトス尙其ノ受拂ハ明確ニ記録シ置クコトヲ要ス從業者ニ對スル用紙ハ本年度ハ本局送付ノモノヲ用キ來十一年度以後ハ地方專賣局ニ於テ適宜調製スルコト

十五 第六條第一項ニ該當スル鹽製造人ノ成績調査ハ第一號書式ノ一備考一ニ拘ラス之ヲ省略スルモ差支ナシ此ノ場合ニ於テハ同備考六ノ合計表ハ別途ノ資料ニ依ル各局所々屬區域内ノ鹽製造高合計ニ依リテ之ヲ作成スルモノトス

十六 第一號書式ノ一ニ依ル「前五箇年」中一時鹽田荒廢シ鹽生産力ニ影響ヲ及ホシ探點上不權衡ヲ來スカ如キ製鹽場ノ鹽製造高ハ適當ニ推定計算シ其ノ根據ヲ明ニ爲シ置クヘキモノトス

十七 製鹽場毎ノ消費石炭ノ數量及價格ノ大小ニ著シキ差違アルタメ成績比較上公平ヲ缺クノ結果ヲ來スカ如キ地方ニ在リテハ第一號書式ノ三備考四ニ拘ラス數量ハ十斤價格ハ五錢毎ニ各一點ヲ加減スルコトトシテ差支ナシ

製鹽獎勵金品交付規程ハ十州地方主産地ニ限リ施行シタリシモ大正十一年度以降全國鹽田製鹽ニ對シ適用スルコトトシ東京、仙臺、名古屋、金澤、鹿兒島ノ各局ニ及ホスコトト爲セリ

甲 第二九五七號部長通牒(大正十一年八月十六日)

製鹽獎勵金品交付規程ハ本年度以降全國鹽田製鹽ニ對シ實施セラレ候ニ付御了知相成度

製鹽獎勵金品交付規程ニ依ル各年次表彰事蹟左ノ如シ

年度	褒賞交付人員				賞狀交付人員				感謝狀交付人員	交付金額
	製造人	從業者	組合	功勞者	製造人	從業者	組合	功勞者		
大正十年度	一一〇	(イ) 一、〇二八 (ロ) 六四	—	—	六八	(イ) 三三八 (ロ) 五	—	—	—	三、六二五円
同 十一年度	一四三	(イ) 一、一五〇 (ロ) 六七	一	二	八五	(イ) 四四八 (ロ) 一九	—	二	—	四、一九九